

保護者の皆様へ

門真市こども部
保育幼稚園課長

1月25日（火）以降の市内保育所等の対応について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

※ 市内民間保育施設についても、同様の対応を要請しております。

1. 感染急拡大への対応について

新型コロナウイルスのオミクロン株のまん延に伴い、新規感染者数が急増しています。本市においても、保育士の自宅待機や、保育士自身の子ども在宅保育が必要なケースなど、新型コロナウイルス感染症の影響により出勤できない状況が増えております。

保育所等は、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、引き続き感染防止対策を徹底のうえ保育を行います。このような感染状況が続くことで、保育士が確保できず、安全・安心な保育に支障をきたす恐れもあります。このため、保育所等における保育体制確保の観点から、保護者の方が仕事を休まれる場合や、家族や親族の協力等により家庭での保育が可能な方については、1月25日（火）から2月20日（日）まで登園を控えていただき、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染拡大の状況により保育所等の対応に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

2. 健康観察の実施及び感染防止の徹底について

毎朝、必ず家庭にて園児及び保護者の体温を測定し、熱や風邪症状、また体調不良があるなど普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いすることがあります。

また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いいたします。

なお、別紙に該当する場合には、登園停止等となりますので、必ずご確認ください。

3. 登園を控えていただく期間における保育料の軽減について

1月25日（火）から2月20日（日）までの期間に保育所等に登園していない場合は、その日数の利用者負担額（保育料）を減額します。

【お問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）

【別紙】新型コロナウイルス感染症に伴う園児の登園可否判断について

| 区分 | 対応 |
|---|--|
| ①新型コロナウイルス感染者が発生したことにより臨時休園（施設閉鎖）する場合 | 臨時休園の間は、登園停止となります。 |
| ②園児が新型コロナウイルスに感染した場合 | 保健所が指定する療養解除日までの間は、登園停止となります。 ※保護者との協議・同意により園から登園を控えるよう要請した場合は、療養解除日の翌日から登園するまでの間を含む。 |
| ③園児が濃厚接触者に該当した場合 | 原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から 10 日間は登園停止となります。（PCR 検査等を受けない場合も同様） |
| ④濃厚接触者ではないが、陽性者と一定の接触があり健康状態の把握が必要な者が PCR 検査等を受ける場合 | 判明した日から PCR 検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。 |
| ⑤園児が保健所又は医療機関等の指示により PCR 検査等を受ける場合（第一感染者の疑い） | 判明した日から PCR 検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。 |
| ⑥園児の同居家族等が濃厚接触者に該当し PCR 検査等を受ける場合 | 判明した日から同居家族等の PCR 検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。（PCR 検査等を受けない場合は、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。） |
| ⑦園児の同居家族等が保健所又は医療機関等の指示により PCR 検査等を受ける場合（第一感染者の疑い） | 判明した日から同居家族等の PCR 検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。 |
| ⑧園児や園児の同居家族等に発熱等の症状がある場合 | 解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間は、登園停止となります。 |
| ⑨同居家族等の職場・学校等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合 | 判明した日から濃厚接触者が特定されるまでの間は、家庭での保育をお願いします。 |

※PCR検査等には、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症に係る検査を含みます。

※上記のいずれかに該当した場合やお子様や同居のご家族で発熱が続いている等、体調不良等の情報がありましたら、早急に各園に提供していただくよう、ご協力をお願いいたします。